

平成 24 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

1. 政治資金監査の結果 (概要)

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成 24 年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加。

	H22年分	H23年分	H24年分
・ 総 務 大 臣 分	95.6%	→ 96.0%	→ 96.5%
・ 都道府県選管分	94.7%	→ 96.1%	→ 96.5%
合 計	95.0%	→ 96.1%	→ 96.5%

- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	793	96.5%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	11	1.3%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	15	1.8%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	3	0.4%
計	822	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 5 2 7	9 6 . 5 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	2 3	0 . 9 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	6 5	2 . 5 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2	0 . 1 %
計	2, 6 1 7	1 0 0 . 0 %

(参考)

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	3, 3 2 0	9 6 . 5 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	3 4	1 . 0 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	8 0	2 . 3 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	5	0 . 2 %
計	3, 4 3 9	1 0 0 . 0 %

2. 政治資金監査報告書の記載状況

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱したものの指摘があったところ。

(具体例)

- ・ 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていたもの。
 - ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、その理由が明記されていないものや、その実施場所を具体的に特定していないもの。
 - ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて列記していなかったり、保存されていることを確認した書類を正確に記載していないもの。
- また、都道府県選挙管理委員会から「登録政治資金監査人に対する研修を充実・徹底してほしい」、「Q&Aを充実してほしい」などの意見が寄せられているところ。
- そのため、フォローアップ研修を充実し、研修への積極的な参加の促進を図り、関係士業団体との連携、「政治資金監査に関するQ&A」の充実及び「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進により、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、総務大臣分、都道府県選挙管理委員会分いずれについても、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。